

供託かんたん申請のご案内

— 給与差押え —

2023.9 津地方法務局

かんたん申請とは？

供託の申請は、インターネットに接続したパソコンを利用して、オンラインで申請することができます。オンライン申請には、専用の「申請用総合ソフト」を使用する方法と、webブラウザ（インターネット閲覧用ソフト）上から直接申請する方法（かんたん申請）の2通りの方法があります。ここでは、webブラウザ上から申請する「かんたん申請」についてご案内します。「かんたん申請」は、専用ソフトや電子証明書などが必要なく、手軽にオンライン申請を行うことができますので、是非ご利用ください。

おすすめの理由

法務局にお越しいただく必要がありません！

会社のパソコンから供託の申請を行うことができますので、法務局へお越しいただく必要がありません。また、供託金の納付も金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して行うことができます。

申請内容を再利用することができます！

毎月供託をしなければならない場合でも、オンラインで申請した内容を再利用することができます（※）ので、**毎月の供託申請の手間が減ります。**
※ 再利用できる申請内容は3か月以内のものに限ります。

平日の夜9時まで申請可能です！

かんたん申請は、年末年始を除く**平日の夜9時まで利用することができます**ので、法務局の業務時間外でも申請できます。
※ 17時15分以降の申請は翌開庁日の受付となります。

「かんたん申請」は簡単です！

「かんたん申請」は、**専用ソフトや電子証明書などが必要なく**、インターネットに接続しているパソコンがあればすぐに始めることができますので、簡単に申請することができます。

供託かんたん申請手続の流れ

P1~P4

【申請者情報登録】

オンライン申請を利用するために必要な申請者情報を登録します。

※1

※1 初回利用時のみ



P5~P15

【申請情報の作成】

申請内容をインターネット上で作成し、送信します。

P16~P17

【受理決定通知】

申請内容に問題がなければ、法務局からオンラインで受理決定通知書が届きます。



P18

【供託金の納付】

ATM 又は インターネットバンキング を利用して供託金を納付します。※3



※3 ページ対応のATM又はインターネットバンキングの利用となります。

P19

【返信用封筒送付】

供託書正本送付用の封筒 ※2 を法務局へ送付します。



※2 切手貼付・宛名記載済みのもの

P19

【供託書正本受領】

法務局から供託書正本が届きます。



かんたん申請の注意点



「かんたん申請」による供託では、「電子納付」という方法によって供託金を納付します。「電子納付」とは、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納付する方法ですが、ATMやインターネットバンキングには金融機関ごとに利用限度額が設定されています。このため、納付する供託金額が高額の場合は、電子納付を利用できないことがありますのでご注意ください。

かんたん申請の利用可能時間

平日月曜日から金曜日まで
8時30分から21時00分まで

- ※ 土日祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。
- ※ 申請情報が17時15分を過ぎて法務局に到達した場合は、その翌開庁日に受付がされます。
- ※ システムメンテナンスのため、一時的に利用が停止される場合があります。

まずは

供託ねっと



で検索!!

1. 申請者情報の登録

供託かんたん申請を利用するためには、事前に「申請者情報」を登録して、「申請者ID」や「パスワード」などを設定する必要があります。

※ 初回利用時のみ登録が必要です。

2回目以降は、登録した「申請者ID」と「パスワード」によりログインできますので、「2. 申請情報の作成 (P5～P15)」に進んでください。

- ① インターネット検索サイトで「供託ねっと」又は「登記・供託オンライン申請システム」と検索します。サイトトップページの中央の『申請者情報登録』をクリックします。

登記・供託オンライン申請システム
登記ねっと 供託ねっと

文字サイズの変更 大 中 小

トップページ 登記・供託オンライン申請システムとは 登記ねっと 供託ねっと ダウンロード(ソフトウェア)(操作手引書) オンライン申請ご利用上の注意

利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで 運転状況

各種サービス

かんたん証明書請求 オンラインで登記事項証明書等の請求ができます。	供託かんたん申請 オンラインで金銭又は振替国債の供託の申請ができます。	かんたん登記申請 オンラインで一部の登記申請や印鑑証明書の請求ができます。	商号調査 既に登記されている他の会社・法人の有無の確認ができます。
---	---	---	---

これからご利用を開始する方

初めてご利用になる方へ **申請者情報登録**

※ 登記・供託オンライン申請システムをご利用いただくためには、申請者情報の登録が必要です。

次のようなメッセージが表示される場合は、『このサイトの閲覧を続ける』を選択してください。

この Web サイトのセキュリティ証明書には問題があります。

この Web サイトで提示されたセキュリティ証明書は、信頼された証明機関から発行されたものではありません。セキュリティ証明書の問題によって、詐欺や、お使いのコンピュータからサーバーに送信される情報を盗み取る意図が示されている場合があります。

このページを閉じて、この Web サイトの閲覧を続行しないことを推奨します。

ここをクリックしてこの Web ページを開じる。

このサイトの閲覧を続ける(推奨されません)

詳細情報

- ② 利用規約の確認画面が表示されますので、使用許諾書の内容をご確認いただき、『同意する』をクリックしてください。

利用規約

使用許諾情報

ご使用前に必ずお読みください。

登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）を使用して、オンラインによる申請・請求を行うためには、以下の使用許諾書の全ての条項に同意する必要があります。本システムを利用された方は、本使用許諾書の各条項に同意したものとみなされます。本使用許諾書をご確認し、ご理解した上で本システムを使用してください。

使用許諾書

第1条（目的）

[このページのトップに戻る](#)

同意する

同意しない

③ 申請者情報新規入力画面が表示されますので、**必須項目を入力**してください。
必須項目を入力したら、画面下部の『**確認(次へ)**』をクリックしてください。

Step1	Step2	Step3	Step4	Step5
申請者情報新規入力	申請者情報入力内容確認	申請者情報登録完了	認証情報入力	申請者情報登録完了
<p>▼登録する申請者情報を入力してください。 ※1年間ご利用(ログイン)のない申請者IDは無効となります。</p>				
申請者ID【必須】 <半角英数字11文字以内(大文字小文字区別)>	<input type="text" value="tsuhoumu"/>			
パスワード【必須】 <「半角英字」、「半角数字」、「記号」混在必須、8文字以上20文字以内(大文字小文字区別)>	<input type="password" value="....."/> ▼確認のため、もう一度コピーせず直接入力してください。 <input type="password" value="....."/> ※パスワードに設定できる記号は こちら を参照。 ※「申請者ID」及び「パスワード」は、申請者において任意に決めた上、入力してください。			
氏名【必須】 <全角20文字以内スペース不可>	<input type="text" value="甲山太郎"/>			
氏名(フリガナ)【必須】 <全角カタカナ20文字以内スペース不可>	<input type="text" value="コウヤマタロウ"/>			
郵便番号【必須】 <半角数字>	〒 <input type="text" value="514"/> - <input type="text" value="8503"/> (例) 123 - 4567			
住所【必須】 <全角80文字以内>	<input type="text" value="三重県津市丸之内26-8"/> (例) 東京都千代田区大手町1-1-1			
住所(フリガナ) <全角カタカナ150文字以内>	<input type="text" value="ミエケンツシマルノウチ26-8"/> (例) トウキョウトチヨダクオオテマチ1-1-1			
職業	<input type="text" value="その他"/>			
連絡先・電話番号【必須】 <半角20文字以内>	<input type="text" value="059-228-4734"/> (例) 12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください。			
連絡先・FAX番号 <半角20文字以内>	<input type="text" value="059-228-4734"/> (例) 12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください。			
メールアドレス【必須】 <半角100文字以内>	<input type="text" value="houmu@123.ne.jp"/> ▼確認のため、もう一度コピーせず直接入力してください。 <input type="text" value="houmu@123.ne.jp"/> ※インターネット経由で受信可能なメールアドレスを入力してください。			
メールの受信内容選択	受信するメールをチェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 全てのメールを受信(全ての項目がチェックされます。) ▼登記・供託オンライン申請システム全般に関するお知らせをメールでご案内します。 <input checked="" type="checkbox"/> 重要なお知らせ ▼申請の処理状況に応じてメールでご案内します。 <input checked="" type="checkbox"/> 受付のお知らせ <input checked="" type="checkbox"/> 補正通知発行のお知らせ <input checked="" type="checkbox"/> 法務局からのお知らせ <input checked="" type="checkbox"/> 公文書発行のお知らせ <input checked="" type="checkbox"/> 納付情報のお知らせ			
質問(キーワード)【必須】	<input type="text" value="思い出の場所は?"/> パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。			
答え(キーワード)【必須】 <全角40文字以内>	<input type="text" value="法務局"/> パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。			

【申請者ID・パスワード】
 供託かんたん申請を利用する際の申請者ID・パスワードを設定します。お客様で任意のID・パスワードを決めてください。
 この申請者IDとパスワードは、ログインの都度必要となりますので、大切に管理してください。

【氏名・郵便番号・住所】
 氏名・郵便番号・住所を入力してください。
 会社などの場合は、会社名・ご担当者様氏名のどちらでも構いません。

【連絡先・電話番号】
 供託申請に不備などがあった場合に法務局から電話することがありますので、ご担当者様の連絡先電話番号を入力してください。

【メールアドレス】
 供託申請に関して処理状況などをお知らせしますので、連絡先のメールアドレスを入力してください。

【メールの受信内容選択】
 供託申請に関して受信するメールの内容を選択します。
 お知らせの確認漏れを防ぐため、「全てのメールを受信」にチェックすることをおすすめします。

【質問・答え】
 パスワードをお忘れになった場合に使用しますので、任意の質問と答えを設定してください。

確認(次へ) **中止(トップページへ)**

必須項目を入力したら『確認(次へ)』をクリック

④

申請者情報入力内容確認画面が表示されますので、入力した内容に間違いがないか確認の上、間違いがなければ『**仮登録（次へ）**』をクリックしてください。

Step1 申請者情報新規入力 Step2 **申請者情報入力内容確認** Step3 申請者情報仮登録完了 Step4 認証情報入力 Step5 申請者情報登録完了

▼以下の内容で登録します。

申請者ID	tsuhoumu
パスワード	***** (セキュリティのためパスワードは表示されません)
氏名	甲山太郎
氏名 (フリガナ)	コウヤマタロウ
郵便番号	〒 514 - 8503
住所	三重県津市丸之内2 6 - 8
住所 (フリガナ)	ミエケンツシマルノウチ2 6 - 8
職業	その他
連絡先・電話番号	059-228-4734
連絡先・FAX番号	059-228-4734
メールアドレス	houmu@123.ne.jp
メールの受信内容選択	<input type="checkbox"/> 全てのメールを受信 <input type="checkbox"/> 重要なお知らせ <input type="checkbox"/> 受付のお知らせ <input type="checkbox"/> 補正通知発行のお知らせ <input type="checkbox"/> 法務局からのお知らせ <input type="checkbox"/> 公文書発行のお知らせ <input type="checkbox"/> 納付情報のお知らせ
質問 (キーワード)	思い出の場所は?
答え (キーワード)	***** (セキュリティのためキーワードは表示されません)

ブラウザの戻るボタン及び閉じるボタンをクリックした場合は、入力した申請者情報が無効となり、再入力する必要がありますので、ご注意ください。

⑤

申請者情報仮登録完了画面が表示されますので、『**発行（次へ）**』をクリックしてください。クリックすると、③（P2）で登録したメールアドレスに「**申請者情報登録用 認証情報のお知らせ**」メールが送信されます。

Step1 申請者情報新規入力 Step2 申請者情報入力内容確認 Step3 **申請者情報仮登録完了** Step4 認証情報入力 Step5 申請者情報登録完了

▼認証情報を発行します。

申請者情報を仮登録しました。
以下の「発行」ボタンをクリックすると、登録したメールアドレス宛てに認証情報を送付します。メール受信制限をされている方は「moj.go.jp」からのメール受信を許可してください。

次の「認証情報入力」画面において、メールに記載された認証情報を入力することで、申請者情報の登録が完了します。
認証情報の有効期間は、「発行」ボタンをクリックしてから30分間です。30分以内に登録が完了しない場合は、入力した申請者情報が無効になりますのでご注意ください。

登記・供託オンライン申請システムの利用時間（月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）の8時30分から21時まで）内に登録を完了してください。

ブラウザの戻るボタン及び閉じるボタンをクリックした場合は、入力した申請者情報が無効となり、再入力する必要がありますので、ご注意ください。

⑥

認証情報入力画面が表示されます。③で登録したメールアドレスに「申請者情報登録用 認証情報のお知らせ」メールが送信されましたら、メール本文に記載された認証情報を入力し、『登録（次へ）』をクリックしてください。

Step1 申請者情報新規入力 Step2 申請者情報入力内容確認 Step3 申請者情報仮登録完了 **Step4 認証情報入力** Step5 申請者情報登録完了

※メールで届く認証情報を入力するまで、画面を閉じないようにお願いします。

▼認証情報を入力します。

登録したメールアドレス宛てに送付したメール本文の認証情報（パスワードではありません。）を入力後、「登録」ボタンをクリックしてください。

認証情報の入力をもって、申請者情報の登録が完了します。
メールに記載されている有効期限内に申請者情報の登録が完了しない場合は、入力した申請者情報が無効になりますのでご注意ください。

登記・供託オンライン申請システムの利用時間（月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）の8時30分から21時まで）内に登録を完了してください。

ブラウザの戻るボタン及び閉じるボタンをクリックした場合は、入力した申請者情報が無効となり、再入力する必要がありますので、ご注意ください。

認証情報

登録（次へ） 中止（トップページへ）

送信日時: 2023年7月10日月曜日 10:00
宛先: 甲山太郎
件名: 申請者情報登録用 認証情報のお知らせ

申請者 様

登記・供託オンライン申請システムの申請者情報登録に必要な認証情報をお知らせします。
以下に示す認証情報を、有効期限までに「認証情報入力」画面の「認証情報」欄に入力してください。

認証情報: AAAAaaa1

有効期限: 2023-07-10 10:30

登記・供託オンライン申請システム

認証情報の有効期限は、申請者情報仮登録完了画面の『発行（次へ）』をクリックしてから**30分間**です。有効期限内に申請者情報の登録が完了しない場合、登録を最初からやり直す必要がありますので、ご注意ください。

⑦

申請者情報の登録が完了すると、申請者情報登録完了画面が表示されます。
以上で申請者情報の登録は完了です。『戻る（トップページへ）』をクリックしてトップページに戻ります。

Step1 申請者情報新規入力 Step2 申請者情報入力内容確認 Step3 申請者情報仮登録完了 Step4 認証情報入力 **Step5 申請者情報登録完了**

申請者情報の登録が完了しました。
申請者ID、パスワードは大切に保管してください。

続けて申請・請求を行う場合は、「ログイン画面へ」ボタンをクリックしてログインしてください。

「かんたん登記申請」から申請者情報の登録を実施した場合は、本画面を閉じて元の画面にてログイン操作を実施ください。

戻る（トップページへ）

2. 申請情報の作成

供託をするための申請情報を作成します。

申請情報の内容は、差押えの種類・数・内容などにより異なりますので、詳細は申請先の法務局にお問合せください。ここでは、次の2つの例のみお示します。

- ◆ 裁判所からの差押命令だけが送達された場合 (P5～P10)
- ◆ 裁判所からの差押命令と税務署などからの差押通知書の両方が送達された場合 (P11～P15)

裁判所からの差押命令だけが送達された場合 (P5～P10)

- ① トップページ内の『**供託かんたん申請**』をクリックします。ログイン画面が表示されますので、申請者情報登録で設定した「**申請者ID**」と「**パスワード**」(P2)を入力し、『**ログイン**』をクリックします。

登録・供託オンライン申請システム
登記ねっと 供託ねっと

文字サイズの変更 大 中 小

トップページ 登記・供託オンライン申請システムとは 登記ねっと 供託ねっと ダウンロード(ソフトウェア)ご利用上の注意 FAQ お問い合わせ

利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで 運転状況

各種サービス

かんたん証明書請求 オンラインで登記事項証明書等の請求ができます。

供託かんたん申請 オンラインで金銭又は振替国債の供託の申請ができます。

かんたん登記申請 オンラインで一部の登記申請や印鑑の申請ができます。

商号調査 既に登記されている他の会社・法人の有無の確認ができます。

申請者ID, パスワードを入力してください。

申請者ID

パスワード

ログイン 戻る(トップページへ)

パスワードをお忘れの場合 申請者IDをお持ちでない場合

申請者情報登録で登録した申請者IDとパスワード(P2)を入力します。

- ② ログイン後、供託申請メニューが表示されますので、手順名『**供託(金銭) 給与債権執行【かんたん】**』をクリックします。

証明書請求 供託申請 処理状況照会 パスワード更新 申請者情報変更 申請者情報抹消 ヘルプ ダウンロード(ソフトウェア)ご利用環境(操作手引書) FAQ お問い合わせ ログアウト

供託申請メニュー

手順名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

手続分類	手続名
供託書	供託(金銭) 地代家賃弁済【かんたん】
	供託(金銭) 裁判上の保証及び仮差押, 仮処分解放金【かんたん】
	供託(金銭) 営業保証【かんたん】
	供託(金銭) 給与債権執行【かんたん】
	供託(金銭) その他【かんたん】
	供託(振替国債) 裁判上の保証及び仮差押, 仮処分解放金【かんたん】
	供託(振替国債) 営業保証【かんたん】
	供託(振替国債) その他【かんたん】
取下書	取下書【かんたん】

スマートフォン版サイトへ

前回の申請情報を再利用する場合は、『処理状況を確認する』をクリックし、『再利用』をクリックしてください。3か月以内のものについて再利用することができます(P21.8)。

処理状況を確認する

処理状況照会では申請・請求の確認ができます。

「申請書」の表示
「到達通知」の確認
「お知らせ」の確認
「電子納付情報」の確認

ヘッダメニューの照会からも、同じ内容が確認できます。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託 再利用
					到達通知	お知らせ	納付	
供託(金銭) 給与債権執行【かんたん】	20170928002393001	2017/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

③

P7~P9をご確認の上、申請情報を入力します。入力内容は差押えの種類・数・内容などにより異なりますので、あらかじめ申請先の法務局にお問い合わせください。

供託書（金銭供託）給与債権執行																																			
供託所の表示		津地方法務局		供託所選択																															
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	三重県津市丸之内26-8																																	
	氏名又は法人名	法務株式会社		会社法人等番号（供託者） 9999-01-999999 ※登記された法人の場合は入力をお願いします。																															
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	<input type="radio"/> 入力なし <input checked="" type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎		会社法人等番号（代理人） - - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。																															
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地																																		
	氏名又は法人名																																		
法令条項	民事執行法第156条第2項																																		
供託の原因たる事実	<p>供託者は、従業員である●県●市●町一丁目1番1号 乙野次郎に対して令和5年7月分の給与（支給日令和5年8月25日、支給場所 供託者本店）金240,000円を支払うべき債務を負っているところ、同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1（ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときは、その超過額）を差し押さえる旨の下記差押命令が送達されたので、給与支給額から法定控除額40,000円を控除した額の4分の1（ただし、控除した残額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額）に相当する金50,000円を供託する。</p>																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事件の表示</th> <th>債権者</th> <th>債務者</th> <th>第三債務者</th> <th>債権額</th> <th>差押債権額</th> <th>送達年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ●地方 裁判所 支部 令和5年 (ル) 第100号 </td> <td> ●県●市●町●丁目●番●号 ●●カード株式会社 </td> <td>乙野次郎</td> <td>供託者</td> <td>1,000,000円</td> <td>1,000,000円</td> <td>令和5年 4月 10日</td> </tr> <tr> <td> ●地方 裁判所 支部 令和5年 (ル) 第120号 </td> <td> ▲県▲市▲町▲▲▲番地 ▲▲コーポレート株式会社 </td> <td>乙野次郎</td> <td>供託者</td> <td>2,000,000円</td> <td>2,000,000円</td> <td>令和5年 7月 10日</td> </tr> <tr> <td> 裁判所 支部 年 () 第 () 号 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>							事件の表示	債権者	債務者	第三債務者	債権額	差押債権額	送達年月日	●地方 裁判所 支部 令和5年 (ル) 第100号	●県●市●町●丁目●番●号 ●●カード株式会社	乙野次郎	供託者	1,000,000円	1,000,000円	令和5年 4月 10日	●地方 裁判所 支部 令和5年 (ル) 第120号	▲県▲市▲町▲▲▲番地 ▲▲コーポレート株式会社	乙野次郎	供託者	2,000,000円	2,000,000円	令和5年 7月 10日	裁判所 支部 年 () 第 () 号				円	円	年 月 日
	事件の表示	債権者	債務者	第三債務者	債権額	差押債権額	送達年月日																												
●地方 裁判所 支部 令和5年 (ル) 第100号	●県●市●町●丁目●番●号 ●●カード株式会社	乙野次郎	供託者	1,000,000円	1,000,000円	令和5年 4月 10日																													
●地方 裁判所 支部 令和5年 (ル) 第120号	▲県▲市▲町▲▲▲番地 ▲▲コーポレート株式会社	乙野次郎	供託者	2,000,000円	2,000,000円	令和5年 7月 10日																													
裁判所 支部 年 () 第 () 号				円	円	年 月 日																													
供託金額	50,000円																																		
<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき債権又は抵当権																																			
<input type="checkbox"/> 反対給付の内容																																			
<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり <input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書を提示する。 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。 ※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。																																			
<input type="radio"/> 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 <input checked="" type="radio"/> 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。																																			
会社法人等番号複数入力	※登記された法人が複数ある場合には、左側の入力欄に入力をお願いします。 【入力方法】複数の会社法人等番号を入力する場合は、1番号ごとに改行してください。 半角12桁で入力し、' '（ハイフン）は入力しないでください。 (記載例) 123456789010 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。																																		
備考																																			
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。	補正対象申請番号 <input type="text"/> (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。)																																		

(1) 供託所の表示

供託書（金銭供託）給与債権執行	
供託所の表示	津地方法務局 <input type="button" value="供託所選択"/>
住所又は法人所在地	三重県津市丸之内26-8
氏名又は法人名	法務株式会社
代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	<input type="radio"/> 入力なし <input checked="" type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎

供託所選択

都道府県を選択後、表示された供託所一覧から供託所を選択してください。

▶ 供託所の管理はインターネットから確認することができます。

供託所コード	供託所名
1900	津地方法務局
1901	津地方法務局松阪支局
1902	津地方法務局伊賀支局
1903	津地方法務局四日市支局
1904	津地方法務局伊勢支局
1905	津地方法務局龍野支局
1923	津地方法務局桑名支局

【供託所の表示】

『供託所選択』をクリックすると、供託所選択画面が表示されます。都道府県選択・供託所選択から申請先の法務局を選択してください。供託の申請は、給与支給場所の最寄りの法務局に行います。給与を振り込みにより支給している場合、一般的に、給与支給場所は会社の経理事務を行っている本社・支社などと解釈されます。

(2) 供託者の住所・氏名

供託書（金銭供託）給与債権執行	
供託所の表示	津地方法務局 <input type="button" value="供託所選択"/>
住所又は法人所在地	三重県津市丸之内26-8
氏名又は法人名	法務株式会社
代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	<input type="radio"/> 入力なし <input checked="" type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎
	会社法人等番号（供託者） 9999 - 01 - 999999 <small>※登録された法人の場合は入力をお願いします。</small>
	会社法人等番号（代理人） - - - <small>※登録された法人の場合は入力をお願いします。</small>

【会社法人等番号（供託者）】

登記されている会社・法人の場合は、会社法人等番号を入力してください。

【住所又は法人所在地】

供託者の住所又は法人所在地を省略せずに入力してください。登記されている会社・法人の場合は、登記上の本店所在地を入力してください。

【氏名又は法人名】

供託者の氏名又は法人名を入力してください。法人種別は「株式会社」、「有限会社」などのように省略せずに入力してください。登記されている会社・法人の場合は、登記上の会社・法人名を入力してください。

例 × 「甲野商事（株）」
 ○ 「甲野商事株式会社」

【代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）】

会社・法人の代表者の資格（代表取締役、代表理事など）・氏名を入力してください。登記されている会社・法人の場合は、登記上の資格・氏名を入力してください。

例 × 「代表者 代表取締役社長 甲野太郎」
 ○ 「代表者 代表取締役 甲野太郎」

会社法人等番号は、次の方法で確認できます。

★法務局が発行する証明書を確認する方法
 法務局が発行する次の証明書の「**会社法人等番号**」欄に**12桁の数字**が記載されています。この数字が会社法人等番号ですので、この数字を入力してください。

- ・登記事項証明書（履歴事項証明書・現在事項証明書）
- ・代表者事項証明書
- ・印鑑証明書

★国税庁の「法人番号公表サイト」を確認する方法
 国税庁の「法人番号公表サイト」に、会社・法人ごとに13桁の法人番号が掲載されています。**この法人番号の2文字目以降の12桁の数字**が会社法人等番号ですので、この数字を入力してください。

- step1 国税庁ホームページから法人番号公表サイトにアクセス
- step2 「法人の商号・所在地などから法人番号を調べる」方法を利用して検索
- step3 「検索結果一覧」に掲載されている法人番号の2文字目以降の12桁の数字を確認

法人番号

000001000000

2文字目以降の
12桁の数字を入力

(3) 被供託者の住所・氏名、法令条項

被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地		【被供託者の住所・氏名】 多くの場合は入力不要ですが、差押えの内容などによっては入力する場合があります。
	氏名又は法人名		
法令条項	民事執行法第156条第2項		

【法令条項】
差押えの種類・数・内容などによって異なりますので、申請先の法務局にお問合せください。

(4) 供託の原因たる事実

経理上給与支給額などが確定していても、**給与支給日以降でない**と供託できませんので、ご注意ください（給与支給日以降でしたらいつでも供託できます。）。

【本文】
一般的な記載例が初期表示されますので、必要に応じて追加・修正します。
代表的な記載例はこのとおり（**赤字が入力箇所**）ですが、差押えの種類・数・内容などによって異なりますので、申請先の法務局にお問合せください。

※翌月以降は、前回の供託申請の内容を再利用し、その月の給与支給額などを修正するだけで供託申請できます（P21.8）。

供託者は、従業員である●県●市●町一丁目1番1号 乙野次郎に対して令和5年7月分の給与【支給日令和5年8月25日、支給場所 供託者本店】金240,000円を支払うべき債務を負っているところ、同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1（ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときは、その超過額）を差し押さえる旨の下記差押命令が送達されたので、給与支給額から**法定控除額40,000円**を控除した額の4分の1（ただし、控除した残額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額）に相当する**金50,000円**を供託する。

計算の結果、1円未満の端数が出た場合は**切り捨て**ます。
この金額が供託する金額となります。

記	事件の表示	債権者	債務者	第三債務者	債権額	差押債権額	送達年月日
供託の原因たる事実	●地方 令和5年 （ル） 第100号	●県●市●町●丁目●番●号 ●●カード株式会社	乙野次郎	供託者	1,000,000 円	1,000,000 円	令和5年 4月 10日
	●地方 令和5年 （ル） 第120号	▲県▲市▲町▲▲▲番地 ▲▲コーポレート株式会社	乙野次郎	供託者	2,000,000 円	2,000,000 円	令和5年 7月 10日

【差押命令の表示】

裁判所から送達された差押命令の内容を入力します。
なお、差押命令が複数送達されている場合は、過去に送達されたものも含め、全てを入力します。

※かんたん申請では、差押命令を3つまでしか入力できません。差押命令が3つ以上送達された場合は、申請用総合ソフトにより供託申請することになります。

【事件の表示】

差押命令の表書きに記載されている裁判所名・事件番号を入力します。

【債権者】

差押命令の当事者目録に記載されている債権者の住所氏名を入力します。
債権者が会社・法人の場合、代表者の入力は不要です。

【債務者】

差押命令の当事者目録に記載されている債務者の氏名を入力します（住所は不要です。）。

【第三債務者】

「供託者」と入力します。

【債権額】

差押命令の請求債権目録に記載されている債権額合計を入力します。

【差押債権額】

差押命令の差押債権目録に記載されている差押債権額を入力します。

【送達年月日】

裁判所から差押命令が届いた年月日を入力します。

注意！

◆給与と賞与の両方が差し押さえられている場合、賞与が支給される際にも供託する必要がありますが、給与と賞与は別々に供託していただきますようお願いいたします（給与支給日と賞与支給日が同一日であっても、別々に供託します。）。

◆賞与分を供託する場合も、基本的には給与分を供託する場合と同じですが、「備考」欄に今回供託するのは賞与分である旨を入力する必要があります（P9(5)をご覧ください。）。

(5) その他

供託金額	50,000 円
<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき質権又は抵当権	
<input type="checkbox"/> 反対給付の内容	
<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり	
<input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する	
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書を提示する	
<input type="radio"/> 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。	
<input checked="" type="radio"/> 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。	
会社法人等番号複数入力	
備考	
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。	補正対象申請番号

【供託金額】

供託する金額を半角数字で入力します。

【送付する添付書面あり】 【登記事項証明書を提示する】

供託申請では、基本的には添付書面などは必要ありません。しかし、会社外の専門家に供託手続を依頼する場合など、委任状などの添付書面が必要となることもあります。また、供託をする会社・法人が現在法務局に登記申請中の場合は、登記事項証明書が必要となります。どのような場合に添付書面が必要となるかなどは、申請先の法務局にお問合せください。

【供託通知書の発送を請求する】

多くの場合はチェック不要ですが、差押命令の内容などによってはチェックします。

【供託書正本の受取方法】

供託手続が完了すると法務局から供託書正本が発行されますので、供託書正本の受取方法を選択してください(P19)。

【備考】

賞与分を供託する場合は、次の例を参考にに入力してください。

ただし、供託の原因たる事実には「令和●年●月分の給与」とあるが、今回供託するのは賞与分であるため、供託の原因たる事実中「給与」とあるのを全て「賞与」に読み替えるものとする。

④ 必要事項を全て入力しましたら、画面下の『次へ』をクリックしてください。

連絡先情報 (申請者情報登録で登録された情報)	
氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	059-228-4734
通信 (連絡・コメント) 欄 供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。	
<input type="text"/>	
次へ	戻る (供託申請メニュー)

⑤ 入力内容の確認画面が表示されますので、内容に誤りがないか確認の上、画面下の『確定』をクリックしてください。

連絡先情報	
氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	059-228-4734
通信 (連絡・コメント) 欄	
<input type="text"/>	
確定	戻る (申請書作成)

- ⑥ 納付情報入力画面が表示されますので、**供託者の氏名又は法人名を全角カナ文字で入力し、『確定』をクリック**してください。

Step1 申請書作成 >>> **Step2 納付情報入力** >>> Step3 送信確認 >>> Step4 送信完了

電子納付に関する情報を確認してください。

氏名又は法人団体名（全角カナ24文字以内）
※電子納付を行う際に必要となります。

ホウムカブシキガイシャ

確定 戻る（申請書作成）

- ⑦ 送信確認画面が表示されますので、表示された内容を確認の上、**『送信実行』をクリック**してください。

Step1 申請書作成 >>> Step2 納付情報入力 >>> **Step3 送信確認** >>> Step4 送信完了

申請データを送信します。修正したい場合は、「戻る」ボタンをクリックしてください。
※「送信実行」ボタンをクリックした後は申請データの修正はできません。

【手続分類】	供託
【手続名】	供託（金銭）給与債権執行【かんたん】
【申請書様式】	供託書（金銭供託）（4）給与債権執行【かんたん】

送信実行 戻る（納付情報入力）

- ⑧ 申請書の送信が完了すると、送信完了画面が表示されます。
以上で、法務局への供託申請が完了しました。画面上段メニューバーからログアウトできます。

Step1 申請書作成 >>> Step2 納付情報入力 >>> Step3 送信確認 >>> **Step4 送信完了**

送信された申請情報の入力内容のチェック等を行っています。

該当チェック等が終了次第、メールでお知らせします。
詳細は処理状況照会画面で確認してください。

処理状況を確認する

続けて申請される方は、画面上部のメニューから「供託申請」ボタンをクリックしてください。

送信後、法務局に申請情報が到達しているかどうかは、処理状況確認画面から確認することができます。
処理状況確認画面は、申請情報の送信後に表示される送信完了画面から『処理状況を確認する』をクリックするか、
供託申請メニュー画面から『処理状況を確認する』をクリックします。
処理状況の確認方法については、P16～P17をご覧ください。

裁判所からの差押命令と税務署などからの差押通知書の両方が送達された場合 (P11~P15)

① トップページ上の『**供託かんたん申請**』をクリックします。ログイン画面が表示されますので、申請者情報登録で設定した「**申請者ID**」と「**パスワード**」(P2)を入力し、『**ログイン**』をクリックします。



申請者情報登録で登録した申請者IDとパスワード (P2) を入力します。

ログイン

申請者ID, パスワードを入力してください。

申請者ID

パスワード

ログイン 戻る(トップページへ)

[パスワードをお忘れの場合](#) [申請者IDをお持ちでない場合](#)

② ログイン後、供託申請メニューが表示されますので、手続き名『**供託(金銭) その他【かんたん】**』をクリックします。

供託申請メニュー

手続き名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

書類種別	手続き名
供託書	供託(金銭) 地代家賃弁済【かんたん】
	供託(金銭) 裁判上の保証及び仮差押, 仮処分解放金【かんたん】
	供託(金銭) 営業保証【かんたん】
	供託(金銭) 給与債権執行【かんたん】
	供託(金銭) その他【かんたん】
	供託(振替国債) 裁判上の保証及び仮差押, 仮処分解放金【かんたん】
	供託(振替国債) 営業保証【かんたん】
	供託(振替国債) その他【かんたん】
取下書	取下書【かんたん】

[スマートフォン版サイトへ](#)

処理状況を確認する

処理状況照会では申請・請求の確認ができます。

- 「申請書」の表示
- 「到達通知」の確認
- 「お知らせ」の確認
- 「電子納付情報」の確認

ヘッダメニューの照会からも、同じ内容が確認できます。

手続き名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託(金銭)その他【かんたん】	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

③

P13~P15をご確認の上、申請情報を入力します。入力内容は差押えの種類・数・内容により異なりますので、あらかじめ申請先の法務局にお問い合わせください。

供託書（金銭供託）その他 [地代家賃、営業保証、裁判上の保証以外の供託]	
供託所の表示	津地方法務局 供託所選択
供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地 三重県津市丸之内26-8
	氏名又は法人名 法務株式会社
	代表者（資格・氏名） 又は 代理人（住所・氏名） ○入力なし ●代表者 ○代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎
	会社法人等番号（供託者） 9999 - 01 - 999999 ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
	会社法人等番号（代理人） - - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
被供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地
	氏名又は法人名
法令条項	備考のとおり
供託の 原因たる事実	供託者は、従業員である●県●市●町二丁目2番2号 乙野次郎に対して令和5年7月分の給与（支給日令和5年8月25日、支給場所 供託者本店）金240,000円を支払うべき債務を負っているところ、これについて以下のとおり、強制執行による差押えについては、給与支給額から40,000円を法定控除した残額の4分の1である50,000円を、滞納処分による差押えについては、給与支給額から国税徴収法第76条に基づく差押禁止額160,000円を控除した残額の80,000円を差し押さえる旨の差押命令が送達されたが、先行する強制執行による差押えと、後行の滞納処分による差押えとが、差押債権額50,000円の範囲で競合することとなったので、...
供託金額	50,000 円
<input type="checkbox"/> 供託により 消滅すべき 質権又は 抵当権	
<input type="checkbox"/> 反対給付の 内容	
<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり	
<input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。	
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書を提示する。 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。 ※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。	
<input type="checkbox"/> 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 <input checked="" type="checkbox"/> 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。	
会社法人等 番号 複数入力	※登記された法人が複数ある場合には、左側の入力欄に入力をお願いします。 [入力方法] 複数の会社法人等番号を入力する場合は、1番号ごとに改行してください。 半角12桁で入力し、' '（ハイフン）は入れないでください。 (記載例) 123456789010 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。
備考	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第36条の6第1項
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので 補正申請として申請する。	補正対象申請番号 <input type="text"/> (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。)

(1) 供託所の表示

【供託所の表示】

『供託所選択』をクリックすると、供託所選択画面が表示されます。都道府県選択・供託所選択から申請先の法務局を選択してください。

供託の申請は、給与支給場所の最寄りの法務局に行います。給与を振り込みにより支給している場合、一般的に、給与支給場所は会社の経理事務を行っている本社・支社などと解釈されます。

供託書（金銭供託）その他	
[地代家賃、営業保証、裁判上の保証以外の供託]	
供託所の表示	津地方法務局 供託所選択
住所又は法人所在地	三重県津市丸之内26-8
氏名又は法人名	法務株式会社
代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	<input type="radio"/> 入力なし <input checked="" type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎

供託所選択

都道府県を選択後、表示された供託所一覧から供託所を選択してください。

都道府県選択

北海道地方
北海道

東北地方
宮城 福島 山形 岩手 秋田 青森

関東甲信越地方
東京 神奈川 埼玉 千葉 茨城 栃木 群馬 静岡
山梨 長野 新潟

中部地方
愛知 三重 岐阜 福井 石川 富山

近畿地方

供託所選択

▶ 供託所の管理はインターネットから確認することができます。

供託所コード	供託所名
1900	津地方法務局
1901	津地方法務局松阪支局
1902	津地方法務局伊賀支局
1903	津地方法務局四日市支局
1904	津地方法務局伊勢支局
1905	津地方法務局船野支局
1923	津地方法務局桑名支局

(2) 供託者の住所・氏名

供託書（金銭供託）その他	
[地代家賃、営業保証、裁判上の保証以外の供託]	
供託所の表示	津地方法務局 供託所選択
住所又は法人所在地	三重県津市丸之内26-8
氏名又は法人名	法務株式会社
代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	<input type="radio"/> 入力なし <input checked="" type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎
	会社法人等番号（供託者） 9999 - 01 - 999999 ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
	会社法人等番号（代理人） - - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。

【会社法人等番号（供託者）】

登記されている会社・法人の場合は、会社法人等番号を入力してください。

【住所又は法人所在地】

供託者の住所又は法人所在地を省略せずに入力してください。登記されている会社・法人の場合は、登記上の本店所在地を入力してください。

【氏名又は法人名】

供託者の氏名又は法人名を入力してください。法人種別は「株式会社」、「有限会社」などのように省略せずに入力してください。登記されている会社・法人の場合は、登記上の会社・法人名を入力してください。

例 × 「甲野商事（株）」
○ 「甲野商事株式会社」

【代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）】

会社・法人の代表者の資格（代表取締役、代表理事など）・氏名を入力してください。登記されている会社・法人の場合は、登記上の資格・氏名を入力してください。

例 × 「代表者 代表取締役社長 甲野太郎」
○ 「代表者 代表取締役 甲野太郎」

会社法人等番号は、次の方法で確認できます。

★法務局が発行する証明書を確認する方法
法務局が発行する次の証明書の「**会社法人等番号**」欄に**12桁の数字**が記載されています。この数字が会社法人等番号ですので、この数字を入力してください。

- ・登記事項証明書（履歴事項証明書・現在事項証明書）
- ・代表者事項証明書
- ・印鑑証明書

★国税庁の「法人番号公表サイト」を確認する方法
国税庁の「法人番号公表サイト」に、会社・法人ごとに13桁の法人番号が掲載されています。**この法人番号の2文字目以降の12桁の数字**が会社法人等番号ですので、この数字を入力してください。

- step1 国税庁ホームページから法人番号公表サイトにアクセス
- step2 「法人の商号・所在地などから法人番号を調べる」方法を利用して検索
- step3 「検索結果一覧」に掲載されている法人番号の2文字目以降の12桁の数字を確認

法人番号

000001000000

2文字目以降の12桁の数字を入力

(3) 被供託者の住所・氏名、法令条項

被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	
	氏名又は法人名	
法令条項	備考のとおり	
備考	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第36条の6第1項	

【被供託者の住所・氏名】
多くの場合は入力不要ですが、差押えの内容などによっては入力する場合があります。

【法令条項】

「備考のとおり」と入力し、画面下の「備考」欄に入力します。法令条項は差押えの種類・数・内容などによって異なりますので、申請先の法務局にお問合せください。

(4) 供託の原因たる事実

差押禁止額の計算は、給与支給額などによって異なりますので、滞納処分をした官公署にお問合せください。

計算の結果、1円未満の端数が出た場合は切り捨てます。

経理上給与支給額などが確定していても、**給与支給日以降でない**と供託できませんので、ご注意ください（給与支給日以降でしたらいつでも供託できます。）。

供託の原因たる事実	<p>供託者は、従業員である●県●市●町二丁目2番2号乙野次郎に対して令和5年7月分の給与（支給日令和5年8月25日 支給場所供託者本店）金240,000円を支払うべき債務を負っているところ、これについて以下のとおり、強制執行による差押えについては、給与支給額から40,000円を法定控除した残額の4分の1である50,000円を、滞納処分による差押えについては、給与支給額から国税徴収法第76条に基づく差押禁止額160,000円を控除した残額の80,000円を差し押さえる旨の差押命令が送達されたが、先行する強制執行による差押えと、後行の滞納処分による差押えとが、差押債権額50,000円の範囲で競合することとなったので、金50,000円を供託する。</p> <p>1 強制執行による差押えの表示 ●地方裁判所令和5年(ル)第100号、債権者●県●市●町●丁目●番●号●●カード株式会社、債務者乙野次郎、第三債務者供託者とする債権差押命令、執行債権額金100万円、差押債権額金100万円、令和5年4月10日送達。</p> <p>2 滞納処分による差押えの表示 ▲県▲市▲町▲▲▲番地▲▲▲税務署長が乙野次郎の滞納処分にかかる国税（令和2年度所得税額金10万円、延滞税額金10万円、合計額金20万円）についてした滞納処分による差押え、第三債務者供託者、差押債権額金20万円、令和5年7月10日差押通知書送達。</p>
-----------	---

【本文】

代表的な記載例はこのとおりですが、差押えの種類・数・内容などによって異なりますので、申請先の法務局にお問合せください。
※翌月以降は、前回の供託申請の内容を再利用し、その月の給与支給額などを修正するだけで供託申請できます（P21.8）。

【差押命令の表示】

裁判所や税務署などから送達された差押命令等の内容を入力します。

なお、差押命令等が複数送達されている場合は、過去に送達されたものも含め、全て入力します（P8(4)もご覧ください。）。

注意！

◆給与と賞与の両方が差し押さえられている場合、賞与が支給される際にも供託する必要がありますが、給与と賞与は別々に供託していただきますようお願いいたします（給与支給日と賞与支給日が同一日であっても、別々に供託します。）。

◆賞与分を供託する場合も、基本的には給与分を供託する場合と同じですが、「備考」欄に今回供託するのは賞与分である旨を入力する必要があります（P15をご覧ください。）。

(5) その他

【供託金額】

供託する金額を半角数字で入力します。

供託金額 50,000 円

供託により
消滅すべき
質権又は
抵当権

反対給付の
内容

送付する添付書面あり

供託通知書の発送を請求する

(この場合に
記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付して
ください。)

登記事項証明書を提示する。

登記事項証明書の提示省略を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書（発行
後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。

※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、
登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。

書面の供託書正本の窓口交付を請求する。

書面の供託書正本の送付(注)を請求する。

(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、
返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

会社法人等
番号
複数入力

※登記された法人が複数ある場合には、左側の入力欄に入力をお願いします。
【入力方法】 複数の会社法人等番号を入力する場合は、1番号ごとに改行してください。
半角12桁で入力し、' ' (ハイフン) は入れないでください。
(記載例) 123456789010
また、会社法人等番号(供託者)欄・会社法人等番号(代理人)欄に入力した
会社法人等番号は入力しないでください。

備考

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する
法律第36条の6第1項

補正のコメントを受領したので
補正申請として申請する。

補正対象申請番号

(申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、
補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。)

【送付する添付書面あり】 【登記事項証明書を提示する】

供託申請では、基本的には添付書面などは必要ありません。
しかし、会社外の専門家に供託手続を依頼する場合など、委
任状などの添付書面が必要となることもあります。
また、供託をする会社・法人が現在法務局に登記申請中の場
合は、登記事項証明書が必要となります。
どのような場合に添付書面が必要となるかなどは、申請先の
法務局にお問合せください。

【供託書正本の受取方法】

供託手続が完了すると法務局から供託書正本が発行されます
ので、供託書正本の受取方法を選択してください(P19)。

【備考】

法令条項を入力します。
また、賞与分を供託する場合は、次の例を参考に入力してく
ださい。

ただし、供託の原因たる事実には「令和●年●月分の給
与」とあるが、今回供託するのは賞与分であるため、供託
の原因たる事実中「給与」とあるのを全て「賞与」に読み
替えるものとする。

連絡先情報 (申請者情報登録で登録された情報)

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	059-228-4734

通信 (連絡・コメント) 欄

供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

Text input area for communication/message.

次へ

戻る (供託申請メニュー)

必要事項を全て入力し終わったら、『次へ』をクリックしてください。ここからの操作は、P9④以降と同様です。

3. 処理状況の確認

供託申請後、法務局から各種のお知らせが送信されると、P2で登録したメールアドレスにお知らせが送信された旨のメールが届きます。メールが届きましたら、次の方法で内容をご確認ください。

- ① 供託申請メニュー画面の『**処理状況を確認する**』をクリックします。

証明書請求 供託申請 処理状況照会 パスワード更新 申請者情報変更 申請者情報抹消 ヘルプ ダウンロード(ソフトウェア)(操作手引書) ご利用環境 FAQ お問い合わせ ログアウト

供託申請メニュー

手続名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

手続分類	手続名
供託書	供託(金銭) 地代家賃并済【かんたん】
	供託(金銭) 裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】
	供託(金銭) 営業保証【かんたん】
	供託(金銭) 給与債権執行【かんたん】
	供託(金銭) その他【かんたん】
	供託(振替国債) 裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】
	供託(振替国債) 営業保証【かんたん】
	供託(振替国債) その他【かんたん】

処理状況を確認する

処理状況照会では申請・請求の確認ができます。

「申請書」の表示
「到達通知」の確認
「お知らせ」の確認
「電子納付情報」の確認

ヘッドメニューの照会からも、同じ内容が確認できます。

- ② 処理状況照会画面が表示され、取得可能な情報がある場合は、「取得可能情報」欄にアイコンが表示されますので、**確認したい情報のアイコンをクリック**します。

Step1 処理状況照会 Step2 照会内容確認

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件: 申請番号(完全一致) 処理状況確認番号(完全一致) 検索

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			
					到達通知	お知らせ	納付	供託再利用
供託(金銭)その他【かんたん】	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

証明書請求メニューへ 供託申請メニューへ

処理状況の表示内容は、次のとおりです。

到達・受付待ち	申請データが登記・供託オンライン申請システムに到達してから審査の開始を待っている状態
審査中	審査者が審査を開始した状態～審査が完了した状態（納付待ちや供託書正本（書面）を印刷した状態までを含む）
手続終了	供託所において供託書正本（書面）の交付日（又は送付日）を登録した状態
	供託所にて却下決定書（書面）を印刷した状態
	書面による取下書受付後、供託所において取下処理を行った状態
その他申請エラー等で強制的に手続終了とした状態	
取下完了	オンラインにより提出した取下書が供託所に到達した後、供託所において取下処理を行った状態
失効	納付状況が「納付期限切れ」となり、供託所において失効処理を行った状態

【到達通知】

申請情報が法務局に到達したことを確認します（P17(1)）。

【お知らせ】

受理決定通知書（P17(2)）又は修正（P20）のお知らせを確認します。

【納付】

供託金の納付に必要な情報を確認します（P18）。

【再利用】

申請情報を修正する場合（P20）や申請情報の内容をコピーして新規の申請情報を作成する場合（P21.8）に使用します。

(1) 到達確認

送信した申請情報が法務局に到達していることを確認するには、処理状況照画面から『**到達通知**』をクリックします。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託(金銭)その他【かんたん】	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

Step1

処理状況照会

Step2

照会内容確認(到達通知)

問い合わせを行う際にこの申請番号が必要となります。大切に保管してください。

以下の申請・請求に関して到達通知をご確認願います。

< 申請・請求情報 >	
申請番号	20110928002393001
申請者ID	houmu001
申請者名	法務太郎
手続名	供託(金銭)その他【かんたん】
到達日時	2011年9月28日11時53分
処理状況確認番号	04414398659163518257
コメント	上記のとおり、登記・供託オンライン申請システムに申請データが登録されましたので、お知らせします。

戻る (処理状況照会)

到達通知の内容が表示されますので、申請データが登録されたことを確認してください。

申請情報が法務局に到達した後は、法務局において申請内容の審査が行われます。申請内容に問題がなければ、審査終了後、法務局から「受理決定通知」がオンラインで送信されますので、しばらくお待ちください。

(2) 受理決定通知

法務局での審査が終了し、申請が受理されると、『**受理決定通知書**』が送信されます。「受理決定通知書」の受信を確認するには、処理状況照画面から『**お知らせ**』をクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託(金銭)その他【かんたん】	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

Step1

処理状況照会

Step2

照会内容確認(お知らせ)

お知らせを表示します。内容を確認後、「戻る」ボタンをクリックしてください。添付ファイルを取得する場合は「取得」ボタンをクリックしてください。

以下の申請・請求に関してお知らせがありますので、ご確認願います。

< 申請・請求情報 >	
申請番号	20110928002393001
申請者ID	houmu001
申請者名	法務太郎
手続名	供託(金銭)その他【かんたん】

照会内容確認(お知らせ)画面が開き、コメント欄に「受理決定通知書」の内容が表示されますので、内容を確認の上、引き続き供託金の納付手続(P18)に進んでください。

なお、受理決定通知書には供託金の**納付期日**が記載されていますので、**納付期日(1週間後)までに納付手続を完了**してください。

発行日時	2011年9月28日14時39分
1	<p>供託受理決定通知書</p> <p>法務 太郎 様</p> <p>あなたから平成23年09月28日付けで申請のあった供託は、当供託所の平成23年度金第000246号として受理しました。ついては、平成23年10月05日までに、登記・供託オンライン申請システムの処理状況表示中の「納付」欄に掲げられている情報を参照の上、供託金を電子納付してください。なお、納付期日までに入金されない時は、本件供託の受理の決定は、効力を失います。</p> <p>(参考)</p> <p>申請番号：20110928002393001</p> <p>納付金額(供託金額)：300,000円</p> <p>納付者：法務太郎</p> <p>納付期日：平成23年10月05日</p> <p>平成23年09月28日</p> <p>東京法務局 供託官 丁原四郎</p>

納付期日(1週間後の日付に設定されています。)

※供託書正本を法務局窓口で受け取る場合は、この画面を印刷の上、申請した法務局までお越しください(P19.5)。

4. 供託金の納付

法務局から受理決定通知書がオンラインで届いたら、供託金の納付手続を行います。かんたん申請における供託金の納付は、「電子納付」の方法によって行います。

電子納付を行う際には、納付対象の申請を特定するための番号をATMやパソコンに入力します。電子納付に必要な番号を確認するには、処理状況照会画面から『**納付**』をクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託(金銭)その他【かんたん】	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

< 申請・請求情報 >

申請番号	20110928002393001
申請者ID	
申請者名	
手続名	

照会内容確認（電子納付情報表示）画面が表示されますので、内容を確認の上、**ATM又はインターネットバンキングを利用して電子納付**をしてください。

▶ インターネットバンキング又はペイジー等を利用し、電子納付の手続を行ってください。

発行日時	2011年9月28日 14時35分	インターネットバンキングを利用して納付
納付状況	未納付	電子納付 (金融機関種別選択画面にリンクします)
領収年月日		電子納付 ボタンをクリックしても金融機関種別選択画面が表示されない場合は「ポップアップブロック機能の設定」をお試しください。
1 収納機関番号	00100	※ ペイジーを利用してATM等で納付手続を実施する場合は左記の情報が必要となります。
納付番号	1317188279390116	
確認番号	288220	
納付額	300,000円	
納付期間最終年月日	2011年10月5日	

戻る (処理状況照会)

※ ATM又はインターネットバンキングはPay-easy（ペイジー）サービスに対応している必要がありますので、ご注意ください。



このマークが目印です。

※ 電子納付には納付期日が設定されていますので、**納付期日**（納付期間最終年月日・1週間後の日付）までに電子納付をしてください。

※ **納付期限を過ぎると供託の申請は失効しますので、ご注意ください。**

インターネットバンキングを利用する場合

※ ご利用口座金融機関のインターネットバンキングを利用する方法には、次の2通りの方法があります。いずれかの方法を選択して、納付手続を行ってください。

① 供託かんたん申請サイトから直接納付手続を行う方法

上記の電子納付情報表示画面から『**電子納付**』をクリックします。「e-Gov」サイトが別ウィンドウで開きますので、ご利用金融機関を選択し、その後は画面の指示に従って納付手続を完了してください。

② 金融機関のサイトから納付手続を行う方法

ご利用金融機関のサイトにログインし、取引メニューから「税金・各種料金払込み」等（※）を選択してください。その後は、画面の指示に従い、上記の電子納付情報表示画面で確認した「**収納機関番号**」、「**納付番号**」及び「**確認番号**」を入力し、納付手続を完了してください。
※ メニュー名は金融機関によって異なります。

※ インターネットバンキングの利用には、金融機関ごとに利用限度額が設定されていますので、納付する供託金額が利用限度額内であることを事前に確認してください。

※ インターネットバンキングを利用するためには、ご利用金融機関へのお申込みが必要です。

※ 一部の国庫金取扱いのない金融機関のインターネットバンキングは、ペイジーに対応していても供託金の納付には対応していない場合（主にネット銀行等）がありますので、ご注意ください。

ATMを利用する場合

※ ATMに「**収納機関番号**」、「**納付番号**」及び「**確認番号**」を入力する必要があります。このため、ATMを利用する際には、上記の電子納付情報表示画面を印刷するなどして、これらの番号をお手元に用意した上で、手続を行ってください。

※ ATMで電子納付を行うにはATMが「**ペイジー**」サービスに対応している必要があります。金融機関によってはATMが「**ペイジー**」サービスに対応していない場合がありますので、事前に、対応の有無をご利用金融機関に確認してください。

※ ATMの利用には、金融機関ごとに利用限度額が設定されていますので、納付する供託金額が利用限度額内であることを事前に確認してください。

< ゆうちょ銀行 ATMの画面例 >

Pay-easy対応ATM一覧



ご希望のお取り引きを選択してください

お預入れ	お引出し
通帳記入	残高照会
ご送金	定額・定期お預入れ
暗証番号・引出し上限額変更	料金払込 (ペイジー)
クレジットカード 簡易保険・生命保険	English Guide

5. 供託書正本の受取

供託金を電子納付すると、電子納付されたことが自動的に法務局に通知されます。通知されると、法務局では申請情報作成の際に選択された供託書正本の受取方法(P9(5)・P15)に基づき、供託者に供託書正本を交付します。

郵送で受け取る場合

- 申請情報作成時に「書面の供託書正本の送付を請求する。」を選択した場合は、法務局で電子納付が確認でき次第、供託書正本を発送します。
- 供託書正本送付用の返信用封筒を法務局に送付してください。

法務局に来庁して窓口で受領する場合

- 申請情報作成時に「書面の供託書正本の窓口交付を請求する。」を選択した場合は、電子納付をした後、法務局へお越しください（予約などは必要ありません。）。
- お越しされる際は、本人確認のため、「申請番号」と「申請者名」が記載された書面（受理決定通知書画面（P17(2)の画面）を印刷したものなど）をお持ちください。

6. 添付書面等の送付

次の場合は、申請先の法務局にそれぞれ必要なものを送付してください。法務局への送付が遅くなりますとその分供託手続が遅れますので、**供託申請をしてから5日以内に法務局に届くよう**、ご協力をお願いします。

<委任状などの添付書面がある場合>

会社外の専門家に供託申請を依頼するなどの場合は、委任状などの添付書面が必要となります。どのような場合に添付書面が必要となるかなどは、申請先の法務局にお問合せください。

<供託書正本を郵送で受け取る場合>

申請書情報の作成時（P9(5)・P15）に、「書面の供託書正本の送付を請求する。」を選択した場合は、供託書正本送付用の返信用封筒を送付してください。

※ 供託書正本とは、供託手続後、法務局から供託者に交付される書面です。事情届とともに裁判所に供託書正本を提出します。

※ 供託書正本送付用の返信用封筒は、定型封筒・定形外封筒のどちらでも構いませんが、あらかじめ切手を貼っていただきますようご協力をお願いします。また、返信用封筒には供託者の住所氏名を宛先としてご記入ください。

※ 書留、速達などを希望する場合は、その分の切手を貼ってください。



7. 修正連絡

法務局での審査の結果、申請内容等に修正(補正)が必要な場合は、法務局から修正のお知らせが送信されます。修正が必要な内容を確認するには、処理状況照会画面から『お知らせ』をクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託(金銭)地代家賃并済【かんたん】	20200701002393001	2020/07/01 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

Step1
Step2

処理状況照会
照会内容確認(お知らせ)

お知らせを表示します。
内容を確認後、「戻る」ボタンをクリックしてください。添付ファイルを取得する場合は「取得」ボタンをクリックしてください。

以下の申請・請求に関してお知らせがありますので、ご確認ください。

<申請・請求情報>	
申請番号	20111128002393001
申請者ID	houmu001
申請者名	甲山太郎
手続名	供託(金銭)地代家賃并済【かんたん】

発行日時	2011年11月28日14時39分
1 コメント	●●を補正してください。(平成23年12月5日) ※補正を行う場合は、申請情報の末尾の「補正申請として申請する」をチェックし、補正対象申請番号に初回申請の申請番号を入力して申請を行ってください。

戻る(処理状況照会)

照会内容確認(お知らせ)画面が開き、コメント欄に修正が必要な内容が表示されますので、内容を確認してください。
修正内容にご不明な点がありましたら、供託申請をした法務局にお問合せください。また、申請内容について法務局から電話することもあります。

申請情報の内容を修正する必要がある場合は、当初の申請情報を再利用しますので、**処理状況照会画面から『再利用』をクリック**してください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託(金銭)地代家賃并済【かんたん】	20200701002393001	2020/07/01 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

<input checked="" type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。	補正対象申請番号 20200701002393001 (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。)
--	---

連絡先情報(申請者情報登録で登録された情報)

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	059-228-4734

通信(連絡・コメント)欄
供託所宛のメッセージ

修正した申請情報を送信する際には、申請情報入力画面の下部にある「補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。」にチェックし、「補正対象申請番号」欄に補正の対象となる申請の「申請番号」を入力してください。

次へ 戻る(供託申請メニュー)

当初の申請の内容が表示されますので、法務局から連絡のあった部分を修正してください。

8. 定期的に供託する場合

給与が差し押さえられた場合、給与支給日ごとに供託をする必要がありますが、供託かんたん申請では前回の供託申請の内容を再利用することができます。**前回の供託申請の内容を再利用することで、毎月の供託申請をより簡単に行うことができます。**前回の供託申請の内容を再利用する際は、処理状況照会画面から『**再利用**』をクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取寄せ可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
出託(金融)給与債権執行【かんたん】	20170928022393001	2017/09/28 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

供託者は、従業員である●県●市●町一丁目1番1号 乙野次郎に対して**令和5年8月分**の給与(支給日**令和5年9月25日**、支給場所 供託者本店)金**220,000円**を支払うべき債務を負っているところ、同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1(ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときは、その超過額)を差し押さえる旨の下記差押命令が送達されたので、給与支給額から法定控除額**40,000円**を控除した額の4分の1(ただし、控除した残額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額)に相当する**金45,000円**を供託する。

事件の表示	債権者	債務者	第三債務者	債権額	差押債権額	送達年月日
●地方 令和5年 ル 第100号	裁判所 ●県●市●町 丁目●番●号 ●カード株式会社	乙野次郎	供託者	1,000,000 円	1,000,000 円	令和5年 4月 10日

供託金額	45,000 円
------	-----------------

前回の申請の内容が表示されますので、前回の申請から変更のあった部分を修正して供託申請をしてください。
例えば、今回は令和5年8月分の給与について供託する場合、前回の申請から「供託の原因たる事実」欄と「供託金額」欄を修正するだけで申請情報を作成できます。

赤字箇所を修正するだけでOK!

供託かんたん申請 お問い合わせ先



供託の申請内容に関するお問合せ

供託の申請内容については、**お近くの法務局や申請先の法務局**にお問合せください。

■ 申請内容・方法の事前相談 ■ 申請情報の入力内容が分からない など

津地方法務局供託課
〒514-8503 津市丸之内26-8
☎ 059-228-4734

津地方法務局四日市支局
〒510-0068 四日市市三栄町4-21
☎ 059-353-4365

津地方法務局伊勢支局
〒516-8503 伊勢市岡本一丁目1-13
☎ 0596-28-6158

津地方法務局松阪支局
〒515-8510 松阪市高町493-6
☎ 0598-53-1501

津地方法務局桑名支局
〒511-0912 桑名市星見ヶ丘一丁目101-2
☎ 0594-32-5361

津地方法務局伊賀支局
〒518-0007 伊賀市服部町三丁目117-1
☎ 0595-21-0804

津地方法務局熊野支局
〒519-4324 熊野市井戸町712-1
☎ 0597-85-2310

鈴鹿出張所・尾鷲出張所では供託事務を取り扱っておりませんので、ご注意ください。

システムの操作に関するお問合せ

かんたん申請の入力・操作方法については、**サポートデスク**にお問合せください。

■ システムにログインができない ■ かんたん申請の流れを教えてください ■ 納付方法が分からない など

登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク

<お問合せ時間>

平日の月曜日から金曜日まで(土日祝日・年末年始(12月29日~1月3日)はご利用できません。)
8時30分から19時00分まで

<お問合せ電話番号>

050ビジネスダイヤル: 050-3786-5797

(050ビジネスダイヤルをご利用いただけない場合(IP電話番号)) 050-3822-2811 又は 050-3822-2812

